

感染症診査協議会委員の構成

(令和5年4月1日)

内 訳	感染症診査協議会	診 査 部 会		所 属
		感染症	結核	
感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 (5)	大西 隆行	○	○	高松市医師会
	森 由弘	○	○	
	市川 裕久	○		
	藤澤 卓爾	○		
	塩見 勝彦	○	○	
感染症指定医療機関の医師 (4)	宮脇 裕史	○		香川県立中央病院
	岸本 伸人	○		高松市立みんなの病院
	山本 晃義		○	高松赤十字病院
	東條 泰典		○	高松医療センター
法律に関し学識経験を有する者 (2)	川崎 達夫	○	○	香川県弁護士会
	滝口 耕司	○	○	
医療及び法律以外の学識経験を有する者 (2)	佐藤 隆男	○	○	高松市民生委員児童委員連盟
	中山 照美	○	○	
計	13	11	9	
会議の成立人数	7	6	5	

協議会

- ①委員の構成は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条第5項に基づき、各立場よりそれぞれ2人以上任命し、過半数は医師とする。
- ②協議会の会議は委員の半数以上が出席し、それぞれ1人以上の出席で開催することができる。

診査部会

- ①部会は委員長がそれぞれ2人以上を指名し、その過半数は医師とする。
- ②部長は部会に属する委員の互選により定める。
- ③部会の議決をもって協議会の議決とする。
- ④部会は委員の半数以上が出席し、それぞれ1人以上の出席で開催することができる。